七尾市のＦａｃｅｂｏｏｋ公式ページの利用に関する運用方針

平成２３年１２月５日施行
令和８年９月１日改定
秘書広報課

（目的）
1　Facebook が持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、市政等に関するさまざまな情報を積極的かつ即時に発信することを目的とする。

（適用）
2　この運用規程は、「七尾市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、市職員が職務の一環として、Facebook の公式ページ（以下「公式ページ」という。）から情報発信する際に適用する。

（公式ページの管理・運用者）
3　公式ページの管理・運用は、秘書広報課が行う。

（情報発信）
4　情報発信は、原則として秘書広報課長の決裁を必要とする。秘書広報課以外の部署が発信を希望する場合は、七尾市 SNS 告知掲載マニュアルに基づき、各部署で決裁後、秘書広報課へ依頼書を提出するものとする。

（コメントやメッセージについて）
5　公式ページに寄せられるコメントやメッセージへの返信は、原則行わないものとする。不適切な表現があった場合は、削除するものとする。

（「いいね！」について）
6　公式ページから他の利用者に対して、原則「いいね！」ボタンを押さないものとする。

（フォローについて）
7　原則として、公式ページは他のページをフォローしない。

（シェアについて）
8　投稿のシェアは、市の所管する施設等が開設しているページにおいて投稿されたイベント情報に限り、行う場合がある。

（表記について）
9　情報を身近に感じてもらうために、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って、平易な言葉で丁寧に伝えることとする。

（知的財産権）

１０　当アカウントに掲載する内容（文章、写真、動画等）などあらゆる情報にかかわる知的財産権（著作権、商標権などすべての権利）は、本市あるいは本市以外の原作者、著作者に帰属する。また、本市が掲載する内容について「私的利用のための複製」「引用」など著作権上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできないものとする。

（免責事項）

１１　免責事項は下記のとおりとする。

（１）掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。

（２）当アカウントにおける情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

（３）利用者が投稿した内容について一切の責任を負わない、。

（４）当アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル又は利用者と第三者の間のトラブルにより、利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負わない。

（５）その他、当アカウントに関連する事項によって生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

（６）本市は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、当アカウントの運用を中断し、又は中止する場合がある。

（ホームページへの表示）

１２　秘書広報課は、ガイドライン及びこの運用方針をホームページ上に掲載する。

（なりすましへの対応）

１３　秘書広報課は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

（遵守事項）

１４　公式ページでの情報発信にあたっては、法令並びにガイドライン、公式ページのプロフィールに掲示する対応方針及びこの運用規程を遵守すること。

（協議事項）

１５　この規定に定めていないことについては、随時協議して定めるものとする。